

平成17年第1回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成17年3月25日

招集 場所 野洲市役所議場

応招 議員	1 番 藤村 洋二	2 番 木村 定八
	3 番 太田 秀司	4 番 津田 實
	5 番 田中 良隆	6 番 梶山 幾世
	7 番 三和 郁子	8 番 田中 弘一
	9 番 藤下 茂昭	10 番 中島 一雄
	11 番 田中 博	12 番 田中 孝嗣
	13 番 中田 幸子	14 番 小島 進
	15 番 原田 薫	16 番 竹内 孝治
	17 番 辻 藤雄	18 番 森田 貞雄
	19 番 森 申行	20 番 野洲 健造
	21 番 田中榮太郎	22 番 林 克
	23 番 田中 敏雄	24 番 荒川 泰宏
	25 番 河野 司	26 番 鈴木 市朗
	27 番 山本 勇作	28 番 川口 東洋
	29 番 野並 享子	30 番 小菅 六雄
	31 番 長谷川龍一	32 番 秦 眞治

不応招議員 なし

出席 議員 応招議員に同じ

欠席 議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山崎甚右衛門	助 役	川尻 良治
収 入 役	阪口 和夫	教 育 長	大堀 義治
政策推進部長	山中 重樹	総 務 部 長	山中 清嗣
市民健康福祉 部 長	竹澤 良子	都市建設部長	北口 守
環境経済部長	米澤 博	教 育 部 長	島村 平治
監 査 委 員 事 務 局 長	坂口 哲哉	政 策 推 進 部 次 長	東郷 達雄

総務部次長	前田	健司	総務部次長	上田	晴基
市民健康福祉部 次長	高田	一巳	教育部次長	高田	利江子
都市建設部 総括マネージャー心得	堤	文男	環境経済部 総括マネージャー	佐橋	市衛
広報秘書課長	富田	久和	総務課長	竹内	睦夫
企画財政課長	中島	宗七			

出席した事務局職員の氏名

事務局長	内堀	悟	事務局次長	井狩	重則
書記	赤坂	悦男	書記	荒川	貴之

議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 議第1号から議第53号及び請願第1号から請願第3号まで
(野洲市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例他55件)
各常任委員長より委員会審査結果報告
質疑、討論、採決

追加議事日程

- 第1 委任専決第2号 契約の変更について(野洲町総合センター大規模
改修工事(建築主体工事))
- 第2 議第59号及び議第60号一括上程
(平成16年度野洲市一般会計補正予算(第3号)他1件)
提案理由説明、質疑、討論、採決
- 第3 意見書第1号から意見書第5号まで
(ILO第175号条約及びILO第111号条約の早期批准を求
める意見書(案)他4件)
提案者説明、質疑、討論、採決
- 第4 防災環境福祉対策特別委員会の設置及び委員の選任について
- 第5 交通対策特別委員会の設置及び委員の選任について
- 第6 地域活性化特別委員会の設置及び委員の選任について
- 第7 各特別委員会の正副委員長の互選結果の報告について

開議 午後 1 時 0 0 分

議事の経過

(再開)

議長(秦 眞治君) (午後 1 時 0 0 分) ただいまから本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

出席議員 3 2 名全員であります。

次に、本日の会議に説明員として出席通知のあった者の職氏名は 1 4 日と同様でありますので、配付を省略させていただきますので、ご了承願います。

次に、本日の議事日程はお手元に配付しております議事日程表のとおりであります。

これより日程に入ります。

(日程第 1)

議長(秦 眞治君) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 0 条の規定により、第 2 3 番、田中敏雄君、第 2 4 番、荒川泰宏君を指名いたします。

(日程第 2)

議長(秦 眞治君) 日程第 2、各常任委員長から委員会の審査報告書が提出されておりますので、議第 1 号から議第 5 3 号までの各議案並びに請願第 1 号から第 3 号までを一括議題といたします。各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

第 2 2 番、林 克君。

2 2 番(林 克君) 2 2 番、林 克です。

去る 3 月 1 0 日の本会議におきまして総務常任委員会に付託を受けました議案、請願を審査するため、3 月 1 5 日、1 6 日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、市長をはじめ、関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について、ご報告いたします。

議第 1 号野洲市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、議第 2 号野洲市コミュニティセンター条例、議第 5 号野洲市税条例の一部を改正する条例、議第 6 号野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、議第 7 号野洲市使用料条例の一部を改正する条例、議第 1 4 号平成 1 7 年度野洲市一般会計予算中本委員会に付託を受けました関係予算、議第 2 4 号平成 1 7 年度野洲市土地取得特別会計予算、議第 2 6 号平成 1 6 年度野洲市一般会計補正予算(第 2 号)中本委員会に付託を受けました関係予算、議第 3 1 号平成 1 6 年

度中主町一般会計歳入歳出決算の認定について本委員会に付託を受けました関係予算、議第40号平成16年度野洲町一般会計歳入歳出決算の認定について本委員会に付託を受けました関係予算、議第46号平成16年度野洲町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、議第52号平成16年度中主町・野洲町合併協議会会計歳入歳出決算の認定について、以上12議案を議題として、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、議第1号、議第2号、議第7号、議第24号、議第26号、議第46号については、採決の結果、全員挙手にて、また、議第5号、議第6号、議第14号、議第31号、議第40号、議第52号については、賛成多数にて、原案のとおり可決または認定すべきものと決しました。

次に、請願第1号「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書の提出に関する請願、請願第2号2005年NPT再検討会議における核兵器廃絶早期実現のための積極的行動を日本政府に求める意見書採択の請願については、採決の結果、請願第1号は、賛成多数で採択すべきものと決しました。また、請願第2号は、賛成少数にて不採択とすべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案、請願についての審査結果の報告といたします。

議員各位におかれましては、本委員会の決定どおりご賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（秦 眞治君） これより総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秦 眞治君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、産業土木常任委員長の報告を求めます。

第20番、野洲健造君。

20番（野洲健造君） 産業土木常任委員会審査の報告をさせていただきます。

去る3月10日本会議におきまして産業土木常任委員会に付託を受けました22議案の審査をするため、3月18日及び22日の両日に委員会を開会し、出席委員10名全員のもと、市長をはじめ、関係部課長の出席を求め、慎重審査をいたしました結果についてご報告を申し上げます。

議第3号野洲市工業振興条例、議第4号野洲市法定外公共物管理条例、議第14平成1

7年度野洲市一般会計予算中本委員会に付託を受けました関係予算、議第19号平成17年度野洲市下水道事業特別会計予算、議第21号平成17年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算、議第22号平成17年度野洲市野洲川農地開発事業特別会計予算、議第23号平成17年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算、議第25号平成17年度野洲市水道事業会計予算、議第26号平成16年度野洲市一般会計補正予算(第2号)中本委員会に付託を受けました関係予算、議第28号平成16年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(第2号)、議第29号平成16年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算(第1号)、議第30号平成16年度野洲市水道事業会計補正予算(第2号)、議第31号平成16年度中主町一般会計歳入歳出決算の認定について本委員会に付託を受けました関係決算、議第35号平成16年度中主町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第37号平成16年度野洲川農地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第38号平成16年度中主町工場団地等整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第39号平成16年度中主町水道事業会計決算の認定について、議第40号平成16年度野洲町一般会計歳入歳出決算の認定について本委員会に付託を受けました関係決算、議第43号平成16年度野洲町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第47号平成16年度野洲町基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第50号平成16年度野洲町水道事業会計決算の認定について、第53号市道路線の認定及び廃止について、以上22議案を議題とし、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、本委員会に付託を受けました議案はすべて、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

以上、産業土木常任委員会に付託を受けました議案についての審査の結果の報告といたします。

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

議長(秦 眞治君) これより産業土木常任委員長の報告に対する質疑を行います。
ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) ご質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。
次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

第17番、辻 藤雄君。

17番(辻 藤雄君) ただいま議長の指名を受けましたので、文教厚生常任委員会の審査結果をご報告申し上げます。

去る3月10日の本会議におきまして文教厚生常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、3月23日及び24日の両日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、市長をはじめ、関係部課長の出席を求め、慎重に審査をいたしました結果についてご報告いたします。

議第8号野洲市公民館条例の一部を改正する条例、議第9号野洲市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例、議第10号野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例、議第11号野洲市介護保険条例の一部を改正する条例、議第12号中主町こどもの家設置条例の一部を改正する条例、議第13号野洲町こどもの家設置条例の一部を改正する条例、議第14号平成17年度野洲市一般会計予算中本委員会に付託を受けました関係予算、議第15号平成17年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算、議第16号平成17年度野洲市老人保健事業特別会計予算、議第17号平成17年度野洲市介護保険事業特別会計予算、議第18号平成17年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計予算、議第20号平成17年度野洲市墓地公園事業特別会計予算、議第26号平成16年度野洲市一般会計補正予算(第2号)中本委員会に付託を受けました関係予算、議第27号平成16年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)、議第31号平成16年度中主町一般会計歳入歳出決算の認定について本委員会に付託を受けました関係決算、議第32号平成16年度中主町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議第33号平成16年度中主町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第34号平成16年度中主町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第36号平成16年度中主町文化財調査事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第40号平成16年度野洲町一般会計歳入歳出決算の認定について本委員会に付託を受けました関係決算、議第41号平成16年度野洲町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議第42号平成16年度野洲町老人保健医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議第44号平成16年度野洲町地域医療振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第45号平成16年度野洲町墓地公園整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第48号平成16年度野洲町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議第49号平成16年度野洲町等社会教育主事共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について、議第51号平成16年度野洲郡行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、以上の27議案を議題と

し、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、議第8号、議第9号、議第10号、議第12号、議第13号、議第16号、議第18号、議第20号、議第26号、議第27号、議第31号、議第32号、議第33号、議第34号、議第36号、議第41号、議第42号、議第44号、議第45号、議第48号、議第49号、議第51号については、採決の結果、全員挙手にて、また、議第11号、議第14号、議第15号、議第17号、議第40号については、賛成多数により、原案のとおり可決または認定すべきものと決しました。

次に、請願第3号平成18年度からの全県一学区の実施を当面見送ることを求める請願については、採決の結果、賛成少数により不採択とすべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会に付託を受けました議案及び請願についての審査結果の報告といたします。

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（秦 眞治君） これより文教厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秦 眞治君） ご質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

議第1号については通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議長（秦 眞治君） ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第1号野洲市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例は、総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第2号については通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議長（秦 眞治君） ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第2号野洲市コミュニティセンター条例は、総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第3号については通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、産業土木常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第3号野洲市工業振興条例は、産業土木常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第4号については通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、産業土木常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第4号野洲市法定外公共物管理条例は、産業土木常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第5号については通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第5号野洲市税条例の一部を改正する条例は、総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第6号について、討論通告書が提出されておりますので、これを許します。

第29番、野並享子君。

29番(野並享子君) 議第6号野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対討論を行います。

今回の税条例の改正は、旧中主町と旧野洲町の税率を統一するために行われます。また、資産割を廃止していく方向のため、資産割を下げ、所得割が引き上げられました。合併する前は、負担は低い方に、サービスは高い方にと言われていながら、国保会計の医療分は市全体の医療費から算出されています。また、介護分は全体の給付見込みから割り当てられています。今回の改定は、医療分、介護分を合計して、旧野洲町で1人当たり6,538円、旧中主町では3,596円の引き上げです。

これまで、療養給付費の3カ月分は基金に必要と、何億円も積み立ててきました。国は療養費の5%を基金に積み立てるという目安を出しているのだから、基金を取り崩し、保険税の引き上げを抑えるべきと私どもは指摘してきました。今回、基金残高を5%にし、8,000万円取り崩すことになっていますが、それでも1億円の基金残高で、1人当たり6,937円です。大津市では15年度末で1人当たり6,187円です。栗東市は基金ゼロです。

市民にとって、今年は公的年金控除の縮小と老年者控除の廃止や定率減税の削減などにより年金額が下がった人は全国で500万人、これまで非課税だった人が所得税が徴収されるようになった人が全国で93万人、来年は6月から住民税の老年者控除の廃止や公的年金控除の縮小により住民税も課税されます。今年は国保税の引き上げだけでなく、65歳以上の方は介護保険料が大幅な引き上げとなっています。年金で暮らしておられる方々にとっては大変な状況になります。市民の生活を脅かす今回の国保税の引き上げは到底認めることはできません。

国保税の引き上げは、滞納者をふやし、収納率の低下につながります。払える国保税にするために、国に国庫負担を削減しないように求めるべきです。また、基金の取り崩しや、加入世帯が43%になっている中、一般会計からの繰り入れや合併特例債からの繰り入れなどを行い、負担増に歯どめをかけるべきです。また、元気な市民をつくるための保健活動に力を尽くすべきです。

よって、議第6号野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対いたします。

三位一体改革で定率の国庫負担や調整交付金を削減し、県に調整交付金を出すことになっていますが、国保会計にマイナスの影響が及ぶことが懸念されます。県や国に社会保障の観点を強く求められるよう要望します。

また、今回の税率引き上げが見込まれている議第15号の平成17年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算にも反対をいたします。

議長（秦 眞治君） 第15番、原田 薫君。

15番（原田 薫君） ただいま議題となっております議第6号野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、賛成討論をいたします。

今回の税率の改正については、医療給付費分では本市の国保被保険者の医療費の増嵩に起因するもので、介護納付金分も介護の利用増によるものでありますが、被保険者にとっては大変厳しく、憂慮するものであります。

しかし、平成17年度の医療需要に適正に対応すべき供給体制を整えるという原則から、やむを得ないものであると考えます。特に税率の算定においては、財務調整基金の保有額のあり方、決算剰余金の取り扱いや、賦課方法では応能割である資産割について見直しをするなど、新たな考え方が検討されています。その結果、財政調整基金を取り崩し、決算譲与見込み額の一部を活用した上で今回の税率設定が行われたため、税負担の増が減少・緩和されていることは一定の評価できる点でもあります。

国民の生命を守るという国民皆保険制度は、被保険者が支え合い、応分の負担により成り立っている制度です。その制度を維持していくためにも、保険料の負担という義務を果たすことは何よりも大切なことと考えます。

今後、医療の高度化や高齢者の増加など、ますます被保険者の負担増が予想されますが、健康づくり対策の一層の維持や、各地の先進的な取り組みを研さんされるなど、貴重な保険財源を適正に運用されることを希望いたしまして、本案の賛成討論とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 以上で、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（秦 眞治君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議第6号野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第7号については通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第7号野洲市使用料条例の一部を改正する条例は、総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第8号については通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第8号野洲市公民館条例の一部を改正する条例は、文教厚生常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第9号については通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第9号野洲市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例については、文教厚生常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第10号については通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第10号野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例は、文教厚生常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第11号について、討論通告書が提出されておりますので、これを許します。

第29番、野並享子君。

29番(野並享子君) 議第11号野洲市介護保険条例の一部を改正する条例について、反対討論を行います。

今回の改正は、介護保険料を旧野洲町で24.7%、旧中主町で15.6%引き上げる条例改正です。皆さんもご承知のように、介護保険料は65歳以上の高齢者の年金から差し引く特別徴収と、年金が月1万5,000円以下の方は地方自治体が徴収に行く普通徴収とがあります。そして、保険料は5段階になっており、第3段階を基準にしています。野洲市におきまして、第1段階は今回の引き上げで2万3,700円、これは生活保護世帯、また老齢福祉年金受給者で市民税非課税世帯の方でありまして、対象は42人です。第2段階は3万5,550円、そして市民税非課税世帯の方々で1,562人が対象となります。第3段階は4万7,400円に、市民税本人非課税の方で4,400人が対象となります。第4段階は5万9,250円で、市民税課税で所得200万円未満、1,500人です。第5段階は7万1,100円に引き上げられ、市民税課税で所得200万円以上、778人になっています。野洲市で合計8,282人が影響を受けます。全国では75%が住民税が課税されない人ですが、野洲市でも72%の人が市民税非課税です。

今回の引き上げで、第3段階で旧中主町の方は6,400円の引き上げであり、旧野洲町の方は9,400円の引き上げです。本人非課税でもこれだけの引き上げは大変です。しかも、今年は年金も引き下げられました。月15万円の年金の方で3万9,000円削減になったという話を聞きました。また、障害年金と1万円の厚生年金をもらっている人が介護保険料を徴収されるようになったと言われていました。とりわけ第1段階、第2段階などは、家中の人の所得を合算しても市民税がかからない世帯です。このような世帯からも、年金から介護保険料を差し引くのです。わずかの年金で暮らしている世帯にとって、今回の引き上げは過酷としか言いようがありません。

第1段階を免除している自治体があります。また、第2段階を減免している自治体や、5段階でなく6段階や7段階にしている自治体もあります。介護保険は全体の負担割合を決めており、総額の金額の25%を国、県・市がそれぞれ12.5%、18%を18歳以上の方からの保険料として徴収、32%を40歳から65歳の方から徴収というような仕組みにしています。このために、介護保険を利用する人がふえれば保険料にはね返る状況になっています。基本的には国の負担を引き上げる必要がありますし、5段階の保険料を

所得に応じて支払う定率性にすべきであります。国に対し強く要望されることを求めます。

また、野洲市として利用料、保険料の減免制度をつくる必要があります。保険料の第1段階の人は42人です。99万5,400円あれば免除することができます。社会保障制度として、所得に関係なく誰もが老後を安心して暮らせることを求め、反対討論といたします。

また、この大幅な引き上げが前提となっています。議第17号平成17年度の介護保険特別会計予算にも反対を表明しておきます。

議長（秦 眞治君） 第28番、川口東洋君。

28番（川口東洋君） 28番、川口東洋でございます。

ただいま議題となっております。議第11号野洲市介護保険条例の一部を改正する条例に賛成の討論を行います。

今さら申し上げるまでもなく、介護保険制度は、進展する高齢化社会の中で老後の不安を払拭し、明るく活力のある超高齢化社会の構築を目指して平成12年に制度化された社会保障制度でございます。爾来、介護保険サービス事業所の整備も進み、当時最大の課題とされておりましたサービスの提供体制も整いましたことによって、国民の誰もが必要なサービスを利用でき、安心して生活することができるようになってまいりました。このように、介護保険は安心できる高齢化社会の基礎でございます。適正な保険料で良質なサービスが提供されますことは、誰しもが望むところでございます。

しかし、昨今の現状を見ても、予想をはるかに上回るサービス利用のために、財政運営が厳しい状態になっているところでございます。また、制度の基本理念でございます「自立を目指す」という観点を重視して、利用者にとって必要で良質なサービスが果たして提供されているのかという評価が必要な時期にもなっております。

さて、今回提案されています条例につきましては平成17年度の介護保険料額を定めるものでございますが、合併前の平成15年度に定められました旧中主町、旧野洲町の現行介護保険料からは大きな改定となっているものでございます。しかし、本制度の適正な事業運営のためには、必要な保険料を確保することが必要不可欠でございます。適正に見込まれたサービス見込み量から算出されました介護保険料年額を定めるのは必然のことであると考えます。

現在、2度目の3年ごとの見直しを18年に控えて、高齢人口の拡大、高齢者独居世帯、認知症高齢者の増加に対応していくため、抜本的な検討が中央でも重ねられているところ

であります。年齢によらずに自立を支え合う社会の実現を目指して、介護保険の被保険者と受給者の拡大を図っていくこと、質の高い介護サービスの供給をしていくため介護予防の充実をはじめとしてケアマネジメントの徹底で無駄を省くこと、在宅と居住施設での必要なサービスを受けやすくすること等々が検討されているやに伺うものでございますが、今後につきましては、介護を必要としない早い段階からの介護予防に向けた取り組みを強化していくこと、それと共に高齢者を地域で支えていくことができる地域福祉の推進にご努力をいただくことを希望して、私の賛成討論とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 以上で、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（秦 眞治君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議第 1 1 号野洲市介護保険条例の一部を改正する条例は、文教厚生常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 1 2 号については通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議長（秦 眞治君） ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第 1 2 号中主町こどもの家設置条例の一部を改正する条例は、文教厚生常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 1 3 号については通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議長（秦 眞治君） ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第 1 3 号野洲町こどもの家設置条例の一部を改正する条例は、文教厚生常任

委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第14号について、討論通告書が提出されていますので、これを許します。

第30番、小菅六雄君。

30番（小菅六雄君） 私は、議第14号平成17年度野洲市一般会計予算につきまして、反対討論を行います。

議案質疑の際にも言いましたように、現在、市政また市民を取り巻く現状は、小泉内閣のもと、平和、暮らしも脅かされています。国民世論に反し、イラクへの自衛隊派兵継続、また、憲法改悪の推進、内政でも17年度以降、年金改悪セットの消費税増税や定率減税の縮小・廃止、さらには高齢者控除の廃止や年金への課税など、この間、今後7兆円もの国民負担を押し付けようとしています。

一方、滋賀県政でも、必要のない新幹線新駅設置に県として約120億円も負担しながら、この2005年度から2007年度の3年間で県財源が不足するという理由で、県民生活の全分野で、福祉、医療、教育等々、切り捨てを行おうとしています。

これら、国と県による市民負担増、また、野洲市の影響は市長も表明されましたが、野洲市でも約9,500万円にもなります。とりわけ福祉・医療の一部負担の影響は3,000万円とされています。

このように、国、県が市町村と市民の暮らしを犠牲にする政治を押し付けていますが、このようなときだからこそ、市政は市民の暮らし優先に財政運営を行うことが求められています。とりわけ新市になり、はじめての年間予算でありまして、このことはなおさらであります。

このような立場で本予算案を見ますと、議案質疑の際にも言いましたように、旧野洲町で実施されていた循環バスを全市地域で運行されること、旧中主町で実施していた高齢者や障害者への介護激励金については全市で実施、また、指導員の体制と身分などの問題は含んでいますが、旧野洲町においても学童保育所の運営を、保護者の要望などに応えられ、社会福祉協議会に委託されることなど、この間、市民の要望を反映された施策、予算につきましては評価するものであります。

しかし、全体を見た場合、暮らし、また民主主義、そして今後の市財政から見て、見過ごすことのできない問題も含んでいます。

その一つは、市民への負担を強化していることでもあります。先の答弁にもありましたように、国民健康保険税や介護保険料の大幅な値上げが提案されていますが、旧2町とも大

幅な値上げになります。合併特例法では急激な住民負担の高騰を避けるため、激変緩和補助金が出されています。先の質疑の際にも言いましたように、本市では5年間で約9億円、17年度予算では地方交付税の中にこの補助金が2億3,600万円算入されています。ところが、この補助金を国保会計や介護保険会計に繰り出しを行うことなく、一般会計全体の歳出に運用されています。

なお、このことにつきましては、一般財源であり、負担軽減には使わない趣旨の答弁をされましたが、県下ではこれらを各公共料金等負担軽減に充当し、特別会計に繰り出している自治体があります。これから見れば、本市の対応は適切ではありません。

2点目には、民主主義の問題といたしまして、同和行政の問題であります。本予算案を見ましても、本来終結しなければならないにもかかわらず、予算案でも旧野洲町、中主町分も含めて、これまでの基本的事業を踏襲した事業予算が計上されています。同時に、これまで旧中主町では見受けられないような団体補助金事業も多額に計上されています。これは市民の声に沿う内容ではありません。にもかかわらず、答弁ではかたくなに同和行政の必要性を論じる市当局の主張は、私は余りにも市民の意思とはかけ離れていると思います。

3点目に、新幹線栗東新駅設置の促進協議会負担金を計上し、引き続き新駅設置の立場であることであります。これは、議案質疑で十分明らかになりましたように、新駅の利用見込みや経済波及効果の促進協議会の報告は既に破綻しております。これは野洲市民のみならず、県民多数の意見であります。市長が答弁しました、湖南の将来を見た場合に必要、利用見込みや経済効果の調査もおおむね妥当という趣旨の答弁・主張は、多くの人々が首をかしげているのではないのでしょうか。それどころか、このままでは今後の本市の負担は約2億7,000万円とも言われていますが、私は無駄な新幹線新駅設置の促進ではなく、予算は暮らしを守る立場で使うことが必要だと思います。

4点目に、中学校給食実施についてであります。この問題では、私自身も合併前の中主町議会で一貫して新市全体での中学校給食実施を要求してまいりました。また、両町の保護者の切実な願いでもありました。これらの願いに応え、全市で中学校給食実施に踏み出されることにつきましては、これはこれで評価するものであります。

しかし、問題は、実施にあたり議論が十分なされたのかは疑問を感じています。これまでの方向につきまして、紆余曲折はありましたが、この間、今後の給食のあり方について、当初は検討委員会を設置し、自校方式も視野に入れながら、地産地消の推進など、もっと

十分に検討していくことを聞いておりました。ところが、本会議での議論を判断いたしますと、決して十分検討した結果としてこの予算が提案されているのかは疑問とっております。もちろん財政的議論も必要であります、基本は学校給食が教育の一貫という基本の姿勢の取り組みが弱いのではないのでしょうか。

以上、本予算に反対理由といたします。

同時に、いま一つ教育の問題では、中学校における生徒会補助及び部活補助について、旧中主町の場合、1人当たり合わせて2,250円が補助されておりました。ところが、提案されております予算では1人当たり500円にまで削減されております。私は、生徒の自主的な活動や部活動を抑制することにつながる今回の補助削減は、これは許せないと思います。

以上、給食と生徒会補助等についても同意できないもので、予算の反対理由といたします。

最後に、市長に一言申し上げます。

はじめに言いましたように、本予算は合併後初めての年間予算であり、新市の将来を方向付ける大事なものであります。この件で、私たち日本共産党議員団は昨年、新市初の臨時議会で、新市行政に望む基本的な態度として、旧2町のよき制度、そして伝統と文化を継承し、新市のまちづくりは市民の暮らしを優先に行うこと、また、そのための政策提言などを進めていくことなど、その実現へ行政、職員、市民の皆さんと共に力を合わせて頑張ることを表明いたしております。これが私たちの立場であります、一方、市長は、市民の声を聞く姿勢、また、新幹線問題でも市民への説明責任を強調されました。しかし、新幹線新駅問題や同和行政の継続推進は、本当に市民の声を聞いたものなのか、説明責任を果たしているのか、極めて疑問であります。決して市民はそのような方向を望んでいないと私は考えます。

これらによりまして、今後におかれては市民の意見も謙虚に聞かれ、暮らしと民主主義を守る市政を推進されることを求めまして、本予算案に反対するので、討論といたします。

議長（秦 眞治君） 第25番、河野 司君。

25番（河野 司君） 25番、河野でございます。

ただいま議題となっております議第14号平成17年度野洲市一般会計予算案について、賛成討論を申し上げたいと思います。

我が国の経済は回復基調にあると言われながらも、依然、雇用状況には厳しさが残り、

また、個人消費も伸び悩むなど、先行きについてはまだ予断を許さない状況が続いております。私たち地方自治体を取り巻く環境についても、地方税の減収や三位一体の改革による国、県の補助金の削減など、厳しい状況が続く中、新生野洲市として初の年間予算となる平成17年度当初予算を編成されるにあたりまして、相当のご苦労があったことと推察するものでございます。

さて、本題の平成17年度一般会計予算案を見てみますと、前述のように非常に厳しい財政状況の中ではございますけれども、本年度は中主・野洲両町の合併で新しい野洲市が誕生したこともあり、早急に取り組まなければならない新たな行政課題も多く発生していることと思います。本予算案では、経常経費の抑制に努めながらも、これら多くの行政課題を解決するための経費などを積極的に反映されており、限られた財源の中で野洲市の将来を見据えた重点的かつ効率的な予算編成に努められていることを評価したいと思います。

具体的に主要な事業を見てみますと、主なものだけになりますけれども、新市まちづくり計画の基本目標に沿って、「豊かな人間性をはぐくむまち」を実現していく施策といたしましては、幼稚園の3年制保育を実施するための幼稚園の増改築事業や、地産地消と食育の観点から豊かな人間性をはぐくむ給食センターの新築整備事業、また、「人々が支え合う安心なまち」を実現していく施策としては、パワーリハビリテーションの実施や防災行政無線の整備など、そして、「美しい風土を守り育てるまち」を実現していく施策としては、野洲市環境基本計画や新エネルギービジョンの策定事業など、また、「地域を支える活力を生むまち」を実現していく施策としては、工業振興助成や「まちの駅」基本構想の策定事業など、また、「潤いとにぎわいのある快適なまち」を実現していく施策としては、国土利用計画や都市計画マスタープランの策定、あるいは市内道路の整備事業など、また、「市民と行政の協働がつくるまち」を実現する施策としては、市総合計画の策定やコミュニティセンターの整備、そしてまちづくり検討委員会の設置などをそれぞれ計上されているところでございます。

これらは、どの事業をとりましたも、野洲市の新たな行政課題に果敢に取り組んでいかれるとの意思表示でございまして、また、野洲市まちづくりの基本理念とされている「人権と環境を土台に、生きる意味が実感できる社会づくり」を、そして、将来の都市像として提唱されている「豊かな自然と歴史に彩られ、人が奏でるほほえみ・ときめきのまち」を具現化していく内容であると思います。

以上のことから、厳しい財政状況の中ではありますけれども、将来の野洲市にとりまし

て大変必要な事業を見極め、あえて積極的な予算を編成されたことを評価するところでございます。

あわせて、今後は財政の健全化にも取り組んでいかれることを強く期待いたしまして、平成17年度野洲市一般会計予算案について賛成するものでございます。

以上でございます。

議長（秦 眞治君） 以上で、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（秦 眞治君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議第14号平成17年度野洲市一般会計予算は、各常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第15号については通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（秦 眞治君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議第15号平成17年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算は、文教厚生常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第16号については通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議長（秦 眞治君） ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第16号平成17年度野洲市老人保健事業特別会計予算は、文教厚生常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第17号については通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立多数であります。

よって、議第17号平成17年度野洲市介護保険事業特別会計予算は、文教厚生常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第18号については通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第18号平成17年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計予算は、文教厚生常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第19号については通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、産業土木常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第19号平成17年度野洲市下水道事業特別会計予算は、産業土木常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第20号については通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第20号平成17年度野洲市墓地公園事業特別会計予算は、文教厚生常任委

員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第21号については通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、産業土木常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第21号平成17年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算は、産業土木常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第22号については通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、産業土木常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第22号平成17年度野洲市野洲川農地開発事業特別会計予算は、産業土木常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第23号について、討論通告書が提出されていますので、これを許します。

第30番、小菅六雄君。

30番(小菅六雄君) 平成17年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算について、私は反対討論を行います。

本予算の主な内容は、企業誘致に対して17年度における借地代5,057万円の計上、また第6ロットの売却などが主であります。しかし、イオンの誘致に関して、この間、市の取り組みの問題、すなわち地元商業対策や住環境問題、とりわけ将来のまちづくりの観点から十分な検討がされることなく、安易に誘致を進め、借地代を計上されていることは容認できないものであります。

1点目に、議案質疑や一般質問でも明らかになったことは、今言いましたように、野洲市として将来のまちづくり計画や、その中での地元商業対策、住環境対策の確固とした方針がないことであります。この点では全国的に、無原則な大型店の進出を避けるため、店舗面積の規制、また地元商業の住環境保護のため、営業時間などを条例やガイドラインで

規制している自治体もあります。一般質問でも紹介しましたが、堺市や尼崎市では実施しております。しかし、野洲市の当局の考えは、現時点ではイオンの要望に沿った方向で営業を認められようとしております。つまり、出店には自治体と住民、また大型店とのルールづくりが必要であります。ところが、現在の進め方は、これまで言ってきましたように、イオンありきで、まちと市民の暮らしの観点が見えてきていません。

私は、もし安易な誘致を許すと、撤退も容易であると考えます。だからこそ、市の基本方針を策定し、これを主張しているにもかかわらず、市長は答弁の中で、マイナスの発想と言わんばかりの答弁であります。そのときにも言いましたように、私は将来のまちづくりを見据えた立場から主張するものでありまして、市長のように安易に考える立場ではありません。

2点目に、地元商業、また商工会との協議も十分なされないで本予算でイオンへの借地代を計上されていることでもあります。また、市民が持つ不安、つまり24時間営業に関する影響や対策など、地元錦の里団地にもまだこの間、説明もされていません。また、地元商業に対する支援策も、一般論では言われましたが、実効性ある内容がまだ見えてきていません。このような現在の推進は民主的な市政を求める市民の意思とは両立できないものと考えます。

3点目には、イオンと予定している契約内容の方向、さらには本市財政の問題であります。これまで受けました説明では、イオンとの契約では、例えば敷金にしましても約5,000万円であり、これでは撤退を容易にさせるものです。一方、市財政から見ましても、約30億円の返済金に関わる年間約3,000万円の利子負担解消が最優先のごとくの推進であります。しかし、誘致によるまちづくりを誤れば、それ以上に将来の野洲市にとっても市民にとっても大きな損失も懸念されます。

以上、私は、新市のまちづくりの方向、その中のイオン問題の対策、地元商業や市民との協議、説明、また同意などが現時点で不十分なものでありまして、借地代を計上している本予算案には賛成できないものであります。今指摘しました問題を含め、今後におかれては謙虚にこの指摘を受けとめられ、対応されることを求めまして、反対討論といたします。

議長（秦 眞治君） 26番、鈴木市朗君。

26番（鈴木市朗君） ただいま議題となっております議第23号平成17年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算について、賛成討論をいたします。

ただいま小菅議員の方から、反対についてのさまざまな4点ほどの発言がありましたが、議員もよくご存知だと思いますが、この総事業費は45億6,218万8,000円をかけて工業団地を整備したものでございます。ちなみに、今現在の残高は約29億4,000万円ございます。これ以上、野洲市民に負担をかけてはならない。

と申し上げますのは、今、イオンを誘致することによりまして、1年間の金利が約3,000万かかっております。そうしたものの解消をできる策とし、そしてまた、イオン誘致によりまして年間1億1,000万の財源を得ることになります。これによりまして元金返済充当額が約7,500万となってまいります。

さて、本年度の歳入を見ても、財産貸付収入で5,057万円となっております。これにつきましても、イオンありきということでしたが、やはりそうした企業を誘致してこなければ発生する収入ではございません。

そしてまた、敷金の正当性を発言されておりますが、何と申し上げましても、一般商業的要素から見ても、敷金は賃料の約5カ月分ぐらいが通常の経済取引だということも私は聞いております。

そしてまた、24時間営業についてのこともございましたが、ちなみに、今、野洲の西友が24時間営業をいたしておりますが、その中で青少年の健全育成、あるいは治安に関することが悪くなるということはありません。

そしてまた、中主町の中心でもありますから、そうした中主の中核都市形成にもぜひともイオン誘致が必要ではなかろうかなと、そのように私は確信しております。

そしてまた、地元商店街の方、また近隣の一般市民の方々にも今後これから説明責任をきちんと果たしながらイオンの誘致をしてまいりたいと思います。

私は、この議第23号平成17年度野洲市工業団地等整備事業特別会計について、賛成をいたします。

どうか議員諸氏にはよろしくご賛同賜りますようお願い申し上げまして、賛成討論いたします。

議長（秦 眞治君） 以上で、討論を終結いたします。

（31番 長谷川龍一君 退席）

議長（秦 眞治君） これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、産業土木常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立多数であります。

よって、議第 2 3 号平成 1 7 年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算は、産業土木
常任委員長の報告のとおり可決されました。

(3 1 番 長谷川龍一君 離席)

議長(秦 眞治君) 次に、議第 2 4 号については通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第 2 4 号平成 1 7 年度野洲市土地取得特別会計予算は、総務常任委員長の報
告のとおり可決されました。

次に、議第 2 5 号については通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、産業土木常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第 2 5 号平成 1 7 年度野洲市水道事業会計予算は、産業土木常任委員長の報
告のとおり可決されました。

次に、議第 2 6 号については通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第 2 6 号平成 1 6 年度野洲市一般会計補正予算(第 2 号) は、各常任委員長の
報告のとおり可決されました。

次に、議第 2 7 号については通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第27号平成16年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、文教厚生常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第28号については通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、産業土木常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第28号平成16年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、産業土木常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第29号については通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、産業土木常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第29号平成16年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算(第1号)は、産業土木常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第30号については通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、産業土木常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第30号平成16年度野洲市水道事業会計補正予算(第2号)は、産業土木

常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第31号について、討論通告書が提出されておりますので、これを許します。

第30番、小菅六雄君。

30番（小菅六雄君） 議第31号平成16年度中主町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

議案質疑の際にも言いましたように、これは旧中主町の決算でありまして、なおかつ半期決算であります。この期の予算の執行を総括し、新市の教訓に生かすことが必要であります。この立場から討論を行います。

この平成16年度は、小泉内閣が招いた財政破綻、これを地方と国民に犠牲を押し付けてきました。いわゆる三位一体の改革と称し、中主町でも対前年度比2億5,000万円もの交付税等の削減がありました。この件で市長は議案質疑の際、野洲町でも公立保育園の補助削減の影響や、また政府の三位一体のやり方にも異論を表明されましたが、今後、国には地方自治体と市民の暮らしを守る立場から、引き続き主張すべきことは主張するという立場を貫かれるよう求めておきます。

一方、16年度のこの中主町半期決算では、こんなときだからこそ、本来、町民の暮らしを守るべき予算であったにもかかわらず、財政困難の打開を町民への負担強化で乗り切ろうとしました。いわゆる財政改革プランの実施で、自治会へのまちづくり備品やごみ集積場補助、町内各団体の補助、農業関係補助、また職員に対しても手当削減など、全分野にわたり補助・負担の削減なり廃止なりを行ったのであります。その影響は約1,000万円にも達しています。これらは、暮らしを守るべき行政が町民の犠牲の上に立ち財政運営をしたもので、認められるものではありません。

2点目には、行政運営のあり方の問題として、多くは語りませんが、この間言ってきた合併問題では全体として議会・行政主導でこの16年度も推進されました。合併の是非は住民投票で決めるという多くの住民の願いも否定し、推進されたのであります。私は住民の行政への参画なくして民主的な行政の推進はないものと考えます。

以上、簡単に述べましたが、この平成16年度中主町一般会計決算に反対といたします。

先に言いましたように、重ねて、旧中主町のよき行政を引き継ぎ、今後の新市のまちづくりに反映されるよう求めまして、反対討論といたします。

議長（秦 眞治君） 12番、田中孝嗣君。

12番（田中孝嗣君） 12番、田中孝嗣でございます。

議長からお許しを得ましたので、ただいま議題になっております議第31号平成16年度中主町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成討論を申し上げます。

不景気が底を打ったと聞いてから久しくなりますが、いまだ経済は好調とは言いがたく、地方財政の逼迫と共に、地方行政に対する住民のニーズもますます複雑化する傾向があります。これら複雑多岐にわたる行政課題に今後取り組んでいくためには行政基盤の強化が必須であり、市町村合併は時代の流れであったと思います。このような中で、中主町の平成16年度当初予算では、合併準備に係る経費はもちろんのこと、健康で潤いのあるまちづくりを目指して必要な事業費を計上させていただいたところです。

さて、本題であります。平成16年度の中主町の決算であります。合併に伴う6カ月間の打ち切り決算であったことから、当初予算での計上事業には未完了のものも多く、具体的な施策や事業成果についてはまだ十分に議論できる段階ではないと思います。

これからにつきましては、野洲市の平成16年度決算とあわせていずれ評価をすることになるかと思いますが、あえて申し上げるなら、合併という大きな変化の中で、通常の業務をこなしながら、大きな混乱を来すこともなく円滑に新市予算へ移行できたことが最大の成果ではないでしょうか。

先ほども述べましたように、これらの行政サービスの高度化や充実には市町村合併による組織や行政基盤の強化は欠かせません。野洲市においても例外ではなく、平成16年度上半期は中主・野洲両町の職員が将来を見詰め、合併に向けて一丸となって取り組まれた結果、野洲市誕生という見事な実を結んだことになったと思います。もちろん予算の執行についても、合併へのスケジュールを視野に、経常的な経費や政策的な経費を計画的に執行されており、まさに新市に引き継ぐべき合併に向けた合併予算であったと思います。

個々の事業成果については今後、野洲市の決算も分析しながら評価をしていきたいと思いますが、上半期の決算といたしましては、合併という大きな目標に向かって短期間で効果的かつ効率的な予算執行をされ、見事に目標を達成されたことから、今後、中主・野洲両町のまちづくりの理念が野洲市のまちづくりに発展的に継承されることを期待いたしまして、平成16年度中主町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成するものであります。

議長（秦 眞治君） 以上で、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立多数であります。

よって、議第31号平成16年度中主町一般会計歳入歳出決算の認定については、各常任委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議第32号については通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第32号平成16年度中主町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、文教厚生常任委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議第33号については通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第33号平成16年度中主町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定については、文教厚生常任委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議第34号については通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第34号平成16年度中主町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、文教厚生常任委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議第35号については通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、産業土木常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第 3 5 号平成 1 6 年度中主町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、産業土木常任委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議第 3 6 号については通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第 3 6 号平成 1 6 年度中主町文化財調査事業特別会計歳入歳出決算の認定については、文教厚生常任委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議第 3 7 号については通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、産業土木常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第 3 7 号平成 1 6 年度野洲川農地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定については、産業土木常任委員長の報告のとおり認定されました。

議長(秦 眞治君) 暫時休憩をいたします。4 5 分から始めさせていただきます。

(午後 2 時 2 9 分 休憩)

(午後 2 時 4 5 分 再開)

議長(秦 眞治君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議第 3 8 号については通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、産業土木常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員多数)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立多数であります。

よって、議第 38 号平成 16 年度中主町工場団地等整備事業特別会計歳入歳出決算の認定については、産業土木常任委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議第 39 号については通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、産業土木常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第 39 号平成 16 年度中主町水道事業会計決算の認定については、産業土木常任委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議第 40 号について、討論通告書が提出されておりますので、これを許します。

第 29 番、野並享子君。

29 番(野並享子君) 議第 40 号平成 16 年度野洲町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

16 年度決算は、中主町との合併に伴い、4 月から 9 月までの打ち切り決算です。この半年間ですが、何点が指摘したいと思います。

まず第 1 点目、同和行政の個人施策は、見直しされることなく、そのまま継続されています。行政が地域住民の自立を求め、プランを持たない限り、逆差別は解消されません。住民誰もが納得のいく、法もとの平等を追求すべきです。

第 2 点目は、税金の使い方です。合併前にふるさと創生基金 1 億円を使い、小中学校にコンピューターを購入しました。IBM の機種で、小中学校を合わせ 8,977 万円となっております。昨年 6 月議会で出された資料のときに多くの議員が、購入でなくリースにすべきと発言いたしましたが、当局はリースより購入した方が安いと言って押し切りました。

第 3 点目が、住民の声を聞くことなく展開されていることです。決算上はありませんが、三上保育園を廃園し、幼稚園で預かり保育をすると突如提起し、その後撤回しましたが、多くの住民は寝耳に水でした。また、質疑で、長期休暇の預かり保育は教育委員会では無理ということだったと発言されましたが、教育委員会と住民福祉部との関係に疑問を持ち

ました。北野幼稚園、祇王幼稚園の3年制保育も同様な状況で、住民を右往左往させました。質疑でトップダウンという言葉に異議を唱えられましたが、結論を押し付けるのではなく、議会や住民や職員と大いに議論をし、決めていくべきであります。

合併問題も、サービスは高い方に、負担は低い方にということを盛んに宣伝され、合併しました。住民に、合併したらこうなるということをはっきりと明らかにし、住民投票で決めるべきだと求めましたが、町長選挙で、合併するという公約を掲げ、認めてもらったから、住民投票はしないと拒否されました。滋賀県内のびわ町長は共産党員の町長です。長浜市との合併問題は、住民意向調査を行い、合併賛成者が過半数以上あることから、合併を決めました。

17年度の行政運営にあたりまして、これらの指摘を生かして、新幹線栗東駅負担金については拒否をされること、また、私は、学校給食は教育の一環として自校方式の給食を求め、この議員になって21年間さまざまなことを提案してきましたが、17年度予算を執行されるにあたりまして、給食センターの建設は一般競争入札にされることを求め、反対討論いたします。

議長（秦 眞治君） 第13番、中田幸子君。

13番（中田幸子君） 第13番、中田幸子でございます。

ただいま議題となっております議第40号平成16年度野洲町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成討論を申し上げます。

地方財政を取り巻く環境は依然として厳しいものがある一方で、行政サービスに対するニーズはますます高度化、複雑化しており、今後、これら住民の期待に応えていくためには、やはり組織や行財政基盤の強化を図ることが肝要であります。そのためには市町村合併は有効な手段であり、また、時代の流れであったと思います。

平成16年度の野洲町一般会計決算を見ますと、歳入歳出予算額165億6,724万円に対して歳入決算額62億239万2,000円、歳出決算額53億3,815万9,000円となっております。その結果、歳入歳出差し引き額は8億6,423万2,000円の黒字となっており、合併による打ち切り決算ではありましたが、順調な決算収支であったと見ております。

野洲町の平成16年度当初予算を振り返ってみますと、非常に厳しい財政状況の中で、合併準備に関わる経費や、平素住民の皆さんからお聞かせいただいている課題等を解決するための経費等を積極的に反映させており、その財源として特定財源の確保に努められる

など、限られた財源の中で行政課題の解決に前向きに取り組まれる内容となっております。

主要な事業としては、総合センターの改修に関わる経費や、環境基本計画の普及に関わる経費、高齢者福祉施設整備支援に関わる経費、小中学校のコンピューター設備の整備に関わる経費、道路や河川の維持・整備に関わる経費、そして中主町との合併に関わる経費などをそれぞれ計上されてきました。

これらの予算に対する平成16年度の野洲町の決算ではありますが、先ほどの中主町決算と同様に、合併に伴う6カ月間の打ち切り決算であったことから、各事業の緊急性と合併へのスケジュールを照らしながらも、着手時期を調整された結果、未完了の事業も多く、個々の具体的な事業成果等についてはまだ評価できる段階ではないと思っております。

これにつきましては今後、野洲市や旧中主町の平成16年度決算とあわせて議論をしていくべきと思いますが、中主町同様に、通常の業務をこなしながらも、将来を見据えた合併という大きな目標に向かって着実に予算を執行され、見事に目標を達成されたことは、また、大きな混乱を来すこともなく円滑に新市予算へ移行されたことは上半期決算の大きな成果であると思っております。

今後は、短期的には上半期の未完了事業を早期に完了されることを、長期的には旧2町のまちづくり理念を野洲市が発展的に継承されることを期待いたしまして、平成16年度野洲町一般会計歳入歳出決算の認定についての賛成討論といたします。

議長（秦 眞治君） 以上で、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（秦 眞治君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議第40号平成16年度野洲町一般会計歳入歳出決算の認定については、各常任委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議第41号については通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第 4 1 号平成 1 6 年度野洲町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、文教厚生常任委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議第 4 2 号については通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第 4 2 号平成 1 6 年度野洲町老人保健医療特別会計歳入歳出決算の認定については、文教厚生常任委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議第 4 3 号については通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、産業土木常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第 4 3 号平成 1 6 年度野洲町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、産業土木常任委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議第 4 4 号については通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第 4 4 号平成 1 6 年度野洲町地域医療振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定については、文教厚生常任委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議第 4 5 号については通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第 4 5 号平成 1 6 年度野洲町墓地公園整備事業特別会計歳入歳出決算の認定については、文教厚生常任委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議第 4 6 号については通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第 4 6 号平成 1 6 年度野洲町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定については、総務常任委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議第 4 7 号については通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、産業土木常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第 4 7 号平成 1 6 年度野洲町基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定については、産業土木常任委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議第 4 8 号については通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第 4 8 号平成 1 6 年度野洲町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、文教厚生常任委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議第４９号については通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第４９号平成１６年度野洲町等社会教育主事共同設置特別会計歳入歳出決算の認定については、文教厚生常任委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議第５０号については通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、産業土木常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第５０号平成１６年度野洲町水道事業会計決算の認定については、産業土木常任委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議第５１号については通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第５１号平成１６年度野洲郡行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定については、文教厚生常任委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議第５２号について、討論通告書が提出されておりますので、これを許します。

第３０番、小菅六雄君。

３０番(小菅六雄君) 議第５２号平成１６年度中主町・野洲町合併協議会会計歳入歳出決算の認定について、私は反対討論を行います。

昨年１０月、２町が合併し、新市が発足いたしました。先の中主町一般会計の決算の認定の議案等にも言いましたように、まちの将来を決め、住民の暮らしに大きな影響を与え

る合併であっただけに、どのような推進であったかは検証されなければなりません。

そもそも市町村合併は、言いましたように、まちの将来、市民の暮らしの方向を決める大事なことであります。とりわけ国の進めた平成の大合併は、国の財政破綻や経済政策の行き詰まりの中で、地方への財政支出削減を進めるため、市町村合併を押し付けてきたのであります。同時に、合併を推進しなければ、とりわけ小規模自治体には地方交付税などの削減を強行するなど、市町村を追い詰めてきたのであります。それだけに、合併の議論は行政、議会、市民の三者が一体となり、まちと住民の立場で考えなければなりません。

ところが、この間の経過をさかのぼりますと、1市2町の合併においてもこれが破綻し、その後の2町合併の協議、さらに合併直前のこの平成16年度でも決して民主的に推進されてきたとは言えないのではないのでしょうか。再三言っておりますように、大事なことは住民全体、市民全体で考えるという住民投票についても否定した中での推進でありました。この意味では、合併によるメリットもデメリットもすべて住民に明らかにし、その上で住民の理解と合意のもとでの合併であったのかどうか、これは疑問であります。このことは、私どもが実施しましたこの間のアンケートにも「合併で悪くなった」、同時に「こんなはずではなかった」という声が今寄せられていることを見ても明らかです。

以上、合併推進に関わる16年度の協議会決算には賛成できないものでありますが、はじめに言いましたように、大事なことは、合併協議の経過を総括し、今後の新市の行政を推進する上で教訓にする立場が大事であります。この立場からの討論でありまして、今後この立場で市政を推進されることを求めまして、反対討論といたします。

議長（秦 眞治君） 19番、森 申行君。

19番（森 申行君） 19番、森 申行です。

ただいま案件となっております議第52号平成16年度中主町・野洲町合併協議会会計歳入歳出決算の認定についての賛成討論を行います。

中主町・野洲町合併協議会につきましては、平成14年11月1日に設置され、その後、22回にわたります合併協議会を開催され、住民の方々の生活に関わります各種事務事業の調整や、新市の名称などの案件を熱心に、また活発に協議されてまいりました。また、当時の両町もさまざまな場面で合併に対する行政の考えを住民に示され、両町住民の皆さんとの活発な話し合いを通して、民主的な手続といたしまして最終的に合併関連議案を両町議会で議決をいたしましたものであります。

そういった過程を経て、平成16年10月1日に甲賀市や湖南市と共に、滋賀県下では

合併第1号として野洲市は非常にスムーズな誕生をしてみいました。市民の合併に対する期待に応えるべく、市長をはじめ、職員の皆さんも日夜精励をいただいていたところでもあります。

このように、新市誕生に際しましての当合併協議会が果たされた役割は大変大きなものがあると強く感じているところであります。したがいまして、中主町・野洲町合併協議会の決算は適正に処理されたものとして、賛成をするものであります。

以上でございます。

議長（秦 眞治君） 以上で、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（秦 眞治君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議第52号平成16年度中主町・野洲町合併協議会会計歳入歳出決算の認定については、総務常任委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議第53号については通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、産業土木常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議長（秦 眞治君） ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第53号市道路線の認定及び廃止については、産業土木常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号について、討論通告書が提出されておりますので、これを許します。

第30番、小菅六雄君。

30番（小菅六雄君） 請願第1号「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書の提出に関する請願について、私は反対討論を行います。

本請願は、国に対して人権侵害の救済に関する法律を早期に制定することを求めた請願であります。しかし、この法案は、国会では与野党を問わず、また国民の多くの人々からも、民主主義の基本を否定する危険があると批判が高まっています。その内容は、人権救

済という名のもと、憲法に保障された国民の言論と表現の自由を規制しようとするもので、看過できない問題を含んでいます。

請願にも書かれていますように、この法案は2003年の国会で出されました。しかし、1点目には、政府に都合の悪い報道を規制することにつながりかねないという報道規制条項、つまり国民の言論・表現の自由を侵し、同時に国民の知る権利を侵害すること、2点目には、人権と差別の規定そのものに明確な定義がないままに、差別でない言動まで差別言動だとして、公権力が設置した人権救済機関なるものが審査し、国民の言論・表現を抑圧するものなど、憲法に抵触するとの批判で廃案になったものであります。このように、国民の基本的権利を否定する法案でありましたけれども、ところが、今国会では、基本点は何ら変えないまま、またもや提出されようとしております。

この間、提出されようとしている法案の問題点を見ますと、1点目には、政府から独立した第三者でつくる人権救済機関が最低限必要であるにもかかわらず、政府与党案は法務省の外局とするとしています。あくまで政府機関からの独立に難色を示しています。この件では日本政府の考え方に国連からも異論が表明されています。ご承知のように、国連の国内人権機関の地位に関する原則では、人権救済機関を実効あるものにするためには、政府からの完全な独立を厳しく指摘しているところであります。

2点目には、マスメディアの規制、すなわち報道規制問題であります。政府与党案では、あくまでメディア規制条項を盛り込むことに執着しています。その結果、今回の案では、批判の矛先をかわすために、メディア規制の凍結を盛り込み、小手先の修正で乗り切ろうとしています。そもそも法律の条項に凍結というのは異なるものでありますが、凍結というのは、いずれ回答があるということでございます。それほどなぜ政府与党がメディア規制にこだわるのかということですが、これは、今日相次ぐ政治経済の腐敗事件などでこれらの報道を規制する思惑が背景にあると言われております。

以上、この法案の問題点を指摘しましたが、民主主義の根幹に関わる問題として、私はこの請願に反対するものであります。

なお、本請願を審議しました去る16日の総務常任委員会の質疑中に私に対しまして、部落解放同盟から出た請願だから反対するのかという発言がありました。これは極めて不穏当な発言であります。この際、所感を述べたいと思います。

まず1点目に、私たち日本共産党議員団の議案に対する判断であります。日本共産党は、市長の提案する議案であろうと、どの党の議員が提案する意見書や、どの団体が提出する

請願であろうと、議案の賛否の判断は、市民や国民にとって利益になるのか、暮らしや民主主義を守るものになっているのかどうか、これを基準に判断するものであります。当然、決して提出者を見て判断するものではありません。にもかかわらず、解放同盟が出した請願だから反対するのかという発言は、議員として問われると思います。

2点目には、今言いました議案の判断を原則としながら、今回の請願の問題点である法案についてあえて言及するならば、この法案の成立に執着しているのは自民党と部落解放同盟であること、これはこれで事実であります。ご承知のように、部落解放同盟の新年度方針案は、今もって確認・糾弾闘争を運動の生命線と位置付け、部落解放取締法の制定を求めています。その中でこの人権擁護法案は、解放同盟がこれまで長年の運動として部落解放基本法の制定要求で掲げた、差別の規制、救済法を内実しており、確認・糾弾の合法化に役立つことから、今回の法案を一部修正してでも成立させたいとしている思惑があります。つまり、政府与党のマスコミ規制、同時に解放同盟の組織的優位性を保持するねらいと思惑が一致し、共同で進めています。そこには憲法に保障された国民の基本的権利を擁護する立場は見えないのであります。

以上の理由によりまして、本請願については反対といたします。

議長（秦 眞治君） 以上で、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（秦 眞治君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、請願第1号「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書の提出に関する請願は、総務常任委員長の報告のとおり採択されました。

次に、請願第2号について、討論通告書が提出されておりますので、これを許します。

第30番、小菅六雄君。

30番（小菅六雄君） 請願第2号2005年NPT再検討会議における核兵器廃絶早期実現のための積極的行動を日本政府に求める意見書採択の請願について、私は賛成討論を行います。

本請願は、5月にも行われます核不拡散条約の再検討会議で日本政府が核兵器廃絶に積極的な役割を果たすよう日本政府に求めたものであります。

ご承知のように、この核不拡散条約は、核兵器保有国の拡大防止と、現保有国の核兵器廃絶を目的とした国際条約であります。この条約は国連加盟国を中心に世界の大半が加盟しています。この中で5年前、2000年に開催された再検討会議では、核兵器保有国の拡大を防止するためにも現保有国自身の削減計画を、期日も決め、推進する方向が決められました。このことは、近年、インド、パキスタン、イスラエル、北朝鮮などが核兵器を保有もしくは保有宣言する中で、現保有国が他国に核兵器の開発の口実を与えないためにも有効なものであります。

ところが、この国際公約であるはずの保有国の核兵器削減はこの5年間、顕著ある前進はしていません。このような中、この5月に再検討会議が開催されます。よって、この条約を文字どおり実効性あるものにするため、再検討会議で保有国の削減計画を、期日も決め、具体化することが必要であります。

そこで、唯一の被爆国である日本政府が国際政治の場でその役割を果たし、核兵器廃絶へ再検討会議などで働きかけることが求められています。このことが、請願でも書かれていますように、今、国内でも、核兵器廃絶へ多くの自治体が加入する平和市長会議や日本非核宣言自治体協議会の活動や主張に見られますように、国民全体の願いでもあります。

以上、再検討会議で日本政府がその役割を果たすよう求めた請願は、これまで旧2町で非核自治体宣言を行ってきた野洲市としても市民の願いに沿った請願であり、採択をすべき立場から、賛成するものであります。

議長（秦 眞治君） 以上で、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（秦 眞治君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、請願第2号2005年NPT再検討会議における核兵器廃絶早期実現のための積極的行動を日本政府に求める意見書採択の請願は、総務常任委員長の報告のとおり不採択とされました。

次に、請願第3号について、討論通告書が提出されておりますので、これを許します。

第29番、野並享子君。

29番（野並享子君） 請願第3号平成18年度からの全県一学区の実施を当面見送る

ことを求める請願に対して、賛成討論を行います。

昨年12月に、滋賀県議会は通学区域条項を削除する条例を採択しました。余りにも突然であり、県教育委員会の説明会場に4,500人が参加し、不安や疑問の声が多数でした。決定前に説明会を開くべきだという声や、遠距離通学になるという声、また、地元の高校に地元の子どもが入れなくなるという声など、多くの意見があります。

文教厚生常任委員会での審議の中で「競争しなければ世界に負ける」「資本主義なのだから、教育も全県一区で競争すべき」という発言や「もう県会で決まったことだから、この意見書を出せば混乱する」「あとは中学校でどれだけ進路指導するかだけだ」という発言などもありました。また、「野洲市で悪さをする子は、野洲市内の高校生ではなく、他の子どもの方が多い」「まちづくりとして、地元の子どもを地元の高校に行かせるよう努力しなければ」という発言もありました。

今回の全県一区は、親や子どもが求めたものではありません。また、中学校の教師や高校の教師が求めたものでもありません。昨年6月に検討会を立ち上げ、8回の会議で決めたのです。一部の県会議員が押し切って強引に条例案を出させたのです。

野洲市のまちづくりを考える上でも、今回の全県一区になってメリットはありません。これまでも20%から24%の枠内で大津の高校に行けました。全県一区になれば、全県から大津の有名な高校に集中し、野洲市の子どもはこれまで以上に入れる確率は少なくなります。受験する自由はありますが、入学できる自由は狭くなります。

また、特色ある学校づくりと言いますが、その段階で進路を決めていくということになります。中学生に将来の進路を選ばすような日本の受験体制でなく、欧米のように、入るのは簡単だが、卒業するのは大変という大学入試にもしていかないと、大学に入ることだけが目的になります。

こういったことを改善しないで中学生に過度の受験競争を強ければ、思春期の時期に育ちをゆがめてしまいます。抽出な全県一区でなく、当面実施を見送るべきです。

よって、本請願に賛成し、賛成討論といたします。

議長（秦 眞治君） 以上で、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（秦 眞治君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、請願第3号平成18年度からの全県一学区の実施を当面見送ることを求める請願は、文教厚生常任委員長の報告のとおり不採択とされました。

暫時休憩をさせていただきます。15分休憩をさせていただきます。

（午後3時25分 休憩）

（午後3時40分 再開）

議長（秦 眞治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま追加議案が提出されました。

お諮りいたします。

本日の日程に追加し、審議いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秦 眞治君） ご異議なしと認めます。よって、日程に追加し、審議することに決定いたしました。

追加議事日程をただいまより事務局に配付いたさせます。

（事務局 追加議事日程配付）

（追加日程第1）

議長（秦 眞治君） 追加日程第1、委任専決第2号契約の変更について（野洲町総合センター大規模改修工事（建築主体工事））、市長より報告を求めます。

市長。

市長（山崎甚右衛門君） それでは、委任専決第2号野洲町総合センター大規模改修工事、建築主体ですが、の契約の変更について、報告を申し上げます。

当該工事につきましては、旧野洲町におきまして、去る平成16年9月17日に議決をいただき、契約を締結したところでございますが、工事の進捗に伴い、工事請負を234万3,600円追加増額し、契約を変更しようとするものでございますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

なお、公告の時期が事務手続上遅れておることに対しまして、おわびを申し上げます。

（追加日程第2）

議長（秦 眞治君） 次に、議第59号平成16年度野洲市一般会計補正予算（第3号）及び議第60号平成16年度野洲市下水道事業特別会計補正予算（第3号）を一括議題と

いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（山崎甚右衛門君） 次に、議第59号平成16年度野洲市一般会計補正予算及び議第60号平成16年度野洲市下水道事業特別会計補正予算について、ご説明を申し上げます。

今回追加提案をさせていただきました補正予算につきましては、地方自治法第213条に定める繰越明許費の議決を求めるものでございます。

まず、議第59号平成16年度野洲市一般会計補正予算（第3号）についてでございますが、総務費の庁舎裏駐車場整備事業につきましては、来客用駐車場不足により、現在の庁舎裏駐車場の拡張をするものでございますが、測量や造成、設計等に時間を要したために、事業費の総額2,800万円を繰り越すものでございます。

また、県防災行政無線本設事業につきましては、現在、耐震補強並びにコミセンやすへの改装工事中であります。庁舎別館に仮設配線されている県の防災行政無線設備を工事の進捗に合わせて本設する必要があることから、事業費総額150万円を繰り越すものでございます。

次に、民生費、高齢者福祉施設整備支援事業費につきましては、進入路の整備を予定していますが、本体工事の整備内容の調整に時間を要したことから、事業費2,340万円の総額を繰り越すものでございます。

次に、農林水産費の田園交流基盤整備事業費につきましては、整備用地の取得について一部、用地の公図訂正等に予想外の時間を要したことから、年内の登記完了が見込めず、事業費3,758万4,000円の3.6%に値する事業費138万7,000円を繰り越すものでございます。

次に、土木費の都市計画道路市三宅北桜線整備事業並びに地方特定道路市三宅北桜線整備事業につきましては、工事施工上支障となる家屋及び工作物の撤去に係る補償交渉に日数を要したことから、事業費総額では3億3,667万3,000円でございますが、このうち1億546万3,000円と239万7,000円を合わせまして1億786万円を繰り越そうとするものでございますので、よろしく願いいたします。全体から見ますと、32%の繰り越しになります。

また、和田団地建設事業、これは住宅ですね、住宅の建設事業につきましては、国の補

正予算により国庫補助金が前倒しで追加交付されたために、事業費 1 億 6,802 万 9,000 円のうち 60.65% の 1 億 1 9 1 万 3,000 円を繰り越すものでございます。

次に、消防費の地域防災計画策定事業につきましては、県や近隣市町との調整等にしばらく時間を要する見込みでございますことから、事業費 9 3 8 万 2,000 円のうち 4 8 3 万円を繰り越すものでございます。

次に、教育費の祇王幼稚園増設整備事業につきましては、保護者や地元の調整に予想外の時間を要したことから、事業費では全体で 1 億 3,163 万円あるのですが、そのうちの 69.16% の 9,103 万円を繰り越すものでございます。

また、公共事業で、これは文化財調査のことでございますが、先にご説明を申し上げましたとおり、庁舎裏の駐車場の整備や祇王幼稚園増設などに先行して調査を実施するものですが、本体工事の遅延により、調査に着手できなかったことから、事業費 6 2 4 万 9,000 円の総額を繰り越すものでございます。

同じく教育費のコミュニティセンターやす整備事業につきましては、耐震補強工事完了後、コミセンとしての改装を行う予定でしたが、本体工事の遅延により、年度内に完成が見込めないことから、事業費としては 7,000 万でございますが、このうちの 57.6% の 4,032 万円を繰り越すものでございます。

次に、議第 60 号の平成 16 年度野洲市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）につきまして、説明を申し上げます。

公共下水道事業の三上 17 号枝線管渠築造事業につきましては、当該工事路線に面する事業者の出入り口確保等に予定外の時間を要したことから、事業費として 1 億 6,692 万 7,000 円のうち 6,350 万円を繰り越すものでございまして、次に、中畑 1 号並びに中畑 2 号枝線管渠築造工事につきましては、都市計画街路の拡幅や土地区画整理事業の進捗に合わせて施工するものですが、本体工事の遅延により、着手が遅れ、年度内の完成が見込めないことから、事業費をそれぞれ 1,200 万円と 4,500 万円を繰り越すものでございますので、よろしくようお願い申し上げます。

以上が一般会計明許繰越費及び公共下水道事業特別会計の明許繰越費の説明でございます。

どうぞよろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げて、提案理由とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） これより質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) ご質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

追加日程第2、議第59号及び議第60号は、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) ご異議なしと認めます。よって、議第59号平成16年度野洲市一般会計補正予算(第3号)及び議第60号平成16年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(第3号)につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、議第59号及び議第60号について討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) 討論がないようですから、これをもって討論を終結いたします。
これより採決いたします。
お諮りいたします。

議第59号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第59号平成16年度野洲市一般会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

次に、議第60号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第60号平成16年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

(追加日程第3)

議長(秦 眞治君) 追加日程第3、意見書第1号から意見書第5号まで、ILO第175号条約及びILO第111号条約の早期批准を求める意見書(案)他4件を一括議題とします。

事務局に議件を朗読いたさせます。

議会議務局長（内堀 悟君） 意見書第1号ILO第175号条約及びILO第111号条約の早期批准を求める意見書（案）、意見書第2号北朝鮮による拉致事件の真相究明と全面解決を求める意見書（案）、意見書第3号北方領土の四島返還を求める意見書（案）、意見書第4号少人数学級編制の全国的な制度化を求める意見書（案）、意見書第5号「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書（案）。

以上でございます。

議長（秦 眞治君） 議件の朗読が終わりました。

まず、意見書第1号ILO第175号条約及びILO第111号条約の早期批准を求める意見書（案）について、提出者の説明を求めます。

第8番、田中弘一君。

8番（田中弘一君） 8番、田中弘一です。

議長のお許しを得ましたので、ただいまより意見書第1号の提案説明をしたいと思います。提案につきましては、文書を読み上げてかえさせていただきます。

ILO第175号条約及びILO第111号条約の早期批准を求める意見書（案）。

我が国のパート労働者は、この10年間に360万人も増加して、2003年の統計では1,260万人と、全雇用労働者の約4分の1を占めるまでになりました。正社員と、パート労働者等の正社員以外の労働者の数を比較すると、女性は正社員の方が少なく、正社員以外が56%、男性も正社員以外は20%とふえています。

一方、賃金格差は依然大きく、一般の労働者と比べ半分以下で、男性パートは49.9%、女性パートは44.4%でしかありません。

また、パート労働者等の約40%は自ら望まない、雇用が不安定な有期契約を強いられています。

ILOは1994年総会で「ILO第175号パート労働条約」を採択しました。ILO第175号条約はすべての短期間労働者に対して、パートタイム労働は労働者が自由に選択すべきもの、労働者の権利と労働条件に比較し得るフルタイム労働者と均等とすべきである、との原則を確認しています。

ILO第111号条約は、雇用と職業の面でどのような差別待遇も行われてはならないことを規定したもので、条約批准国は差別待遇廃止のための政策をとることを義務付けています。

よって、政府並びに国会におかれては下記の施策を講じるよう強く要請いたします。

1 番、ILO 第 175 号条約の早期批准を速やかに行うこと。

2 番、ILO 第 111 号条約の早期批准を速やかに行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

以上です。

議長（秦 眞治君） 次に、意見書第 2 号北朝鮮による拉致事件の真相究明と全面解決を求める意見書（案）について、提出者より説明を求めます。

第 20 番、野洲健造君。

20 番（野洲健造君） ただいま議長のお許しを得ましたので、意見書第 2 号について、説明をいたします。

北朝鮮による拉致事件の真相究明と全面解決を求める意見書（案）。

平成 14 年 9 月の日朝首脳会談で、金正日国防委員長が日本人拉致事件の事実を認めた
が、平成 16 年の総理再訪朝、またそれを受けて開かれた 3 回の日朝実務者協議において
も、安否不明の 9 名に関して納得のいく説明がないまま北朝鮮は 8 名死亡、1 名未入国と
する従来の主張を繰り返している。

横田めぐみさんの遺骨が別人のものであった事実に続き、他の拉致被害者の死因及び死
亡時期とされる資料、拉致事件の首謀者の刑事記録等に対して、数多くの矛盾点が判明し
たにもかかわらず、北朝鮮は日本政府の鑑定を批難し、遺骨の返還や実務者協議の終了に
言及しているが、到底受け入れられるものではない。

北朝鮮の拉致事件に対する姿勢を根底から改めさせるためには、食糧支援の凍結はもち
ろん、関係各国と連携しつつ、強い圧力を具体的に検討すべきである。拉致事件が膠着状
態となっている現状を深く憂慮し、日本の主張と日本人の人道に関わる拉致事件について、
政府が毅然とした態度で北朝鮮に真相究明を求めていくことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

以上です。

議長（秦 眞治君） 次に、意見書第 3 号北方領土の四島返還を求める意見書（案）に
ついて、提出者の説明を求めます。

第 10 番、中島一雄君。

10 番（中島一雄君） 第 10 番、中島一雄でございます。

意見書第 3 号北方領土の四島返還を求める意見書（案）を説明させていただきます。

本年は、日露通好条約の締結 150 年、また、平成 18 年には日露共同宣言 50 年となるが、プーチン大統領は、昭和 56 年の日ソ共同宣言を根拠に北方領土問題の二島返還の意向を示したとも伝えられております。

しかしながら、平成 5 年、細川総理とエリツィン大統領が北方四島の帰属問題を明確にした「東京宣言」に署名をして以来、その土台の中で両国は経済関係を中心に協力関係・信頼関係を強化してきたにもかかわらず、北方領土返還交渉は何ら進展を見せておりません。

日露関係を今後さらに発展させ、平成 15 年に小泉総理とプーチン大統領が署名した「日露行動計画」に基づく経済・安全保障問題・エネルギー問題などでの幅広い協力を着実に移していくためにも、政府は粘り強く国後・択捉を含む四島の一括返還による北方領土問題の解決に尽力すべきであります。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

以上であります。

議長（秦 眞治君） 次に、意見書第 4 号少人数学級編製の全国的な制度化を求める意見書（案）について、提出者の説明を求めます。

第 28 番、川口東洋君。

28 番（川口東洋君） 28 番、川口でございます。

意見書案文を朗読して提案にかえさせていただきます。

少人数学級編製の全国的な制度化を求める意見書（案）。

学習習慣の定着や基礎学力の向上などを図るためには、特に小学校における少人数学級編制を推進し、個に応じたきめ細やかな指導を行うことが重要だと考えます。全国的に地方自治体独自の創意工夫によって、今年度は 40 以上の道府県で少人数学級編制が実施されるに至っており、少人数学級編制は全国的に定着しつつある状態です。

よって本議会としては、すべての児童・生徒に行き届いた教育を実現するため「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」を改正し、少人数学級編制を全国統一的な制度として確立するよう要請します。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成 17 年 3 月。

滋賀県野洲市議会。

衆議院議長 河野洋平様。

参議院議長 扇千景様。

内閣総理大臣 小泉純一郎様。

文部科学大臣 中山成彬様。

以上であります。

議長（秦 眞治君） 次に、意見書第5号「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書（案）について、提出者の説明を求めます。

第17番、辻 藤雄君。

17番（辻 藤雄君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、私から意見書第5号「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書（案）を朗読させていただきます、説明にかえさせていただきます。

国において、平成9年3月に施行された「人権擁護施策推進法」に基づき、平成13年5月の人権救済制度のあり方についての答申、同年12月の人権擁護委員制度の改革についての追加答申を踏まえ、「人権擁護法案」の審議が行われました。

しかし、この法案は国際的人権基準とも言うべき1993年に国連で採択された「パリ原則」に合致せずとの国内外の抜本修正を求める世論の高まりの中、平成15年10月の衆議院の解散により、自然廃案になりました。

しかしながら、熊本県における元ハンセン病患者に対する宿泊拒否や、同和地区の結婚差別事件、地区を特定する差別情報がインターネットに掲載されるなど悪質な人権侵害が惹起しております。このことから、人権侵害の救済に関する法律の制定は急務であります。

21世紀を真の人権の世紀にするため、また憲法に保障された基本的人権の確立のためにも、パリ原則に基づき政府からの独立性、社会の多元性や多様性を反映し、実効性のある人権委員会の設置などを明確にした「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を、下記のとおり強く要請します。

1. 「パリ原則」を踏まえ、独立性を確保するため、新たに設置する人権委員会は、内閣府の外局とすること。

2. 人権侵害被害救済が迅速かつ効果的に実施されるように、少なくとも都道府県ごとに地方人権委員会を設置すること。

3. 国や都道府県に設置される人権委員会には、人権問題・差別問題に精通した委員を選任すること。また、事務局についても、それぞれ人権委員会が、人権問題・差別問題に

精通した人材を独自に採用すること。

4．人権委員会は、マスメディアの取材や報道に対する規制、さらに、さまざまな人権団体の取り組む自主的な活動への不当な妨害をしてはならず、十分な連帯をとりながら活動すること。

5．人権擁護委員制度については、抜本的な制度改革を行い、国や都道府県に設定された人権委員会と十分連帯をとりながら、地域での効果的な活動ができるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

滋賀県野洲市議会。

衆議院議長 河野洋平様。

参議院議長 扇千景様。

内閣総理大臣 小泉純一郎様。

法務大臣 南野千恵子様。

以上。

議長（秦 眞治君） すべての提出者説明が終わりました。

これより、意見書第1号から意見書第5号までの質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

野並享子君。

29番（野並享子君） 意見書第2号北朝鮮による拉致事件の真相究明と全面解決を求める意見書（案）について質疑を行いたいと思います。

北朝鮮がこれまで国際法上違法で無謀な行為を行ってきたことは、ご承知のとおりでございます。ラングーン事件をはじめ、大韓航空機の撃墜事件、また日本のこの拉致事件など、こういった問題に対して、いずれも日本共産党は北朝鮮に対して批判をいたしてまいりました。

また、国会におきましてはこの拉致事件を一番早く問題提起し、国会答弁で、拉致は北朝鮮によるものであるということを認めさせます。その後、国として問題に取り組むようになってまいりまして、国交正常化を行って、アメリカを介しての話でなく直接北朝鮮と話し合うテーブルを持つように提案もし、日朝首脳会談が実現されてきました。昨年12月8日には横田めぐみさんの遺骨とされた骨がにせものだったこと、また、9日には薫さんの遺骨もにせものだったということが相次いで判明いたしました。国民の中には強い怒りが広がっているのは当然のことです。

今起きているこういうことはなぜこういうことになっているかという、昨年5月に再度の日朝首脳会談があり、そのとき北朝鮮は白紙に戻して再調査をすると言明をし、そして先方からこの資料が出され、その中核的な位置を占めていた遺骨がにせものだったということですから、事態は深刻になっています。しかも、そのにせものの資料の提供に、拉致の実行に関わった特殊機関が介在していたということも、一連の経過を通じて明瞭になりました。

こうした新しい局面のもとで私たち日本共産党は、北朝鮮側の交渉当事者を拉致問題に十分な責任と権限を持った人物とすること、そして交渉の質を抜本的に強化することによって事態を前向きに進めるべきだと考えております。また、こうした新たな局面での対応として、今後の交渉の推移と北朝鮮の態度いかんによっては、交渉による解決を成功させるために経済制裁をとることが必要になる場合があるという判断も持っております。

しかし、今すぐ経済制裁を発動すべきだという立場ではありません。今やるべきことは、北朝鮮側の交渉当事者を拉致問題に十分な権限と責任を持った人物に替えること、交渉の質を抜本的に強化することを正面から北朝鮮に提起することです。そういうことを含めて、日本側が道理ある交渉の努力を尽くしたけれど、そういう大きな壁に突き当たった場合の措置として、交渉による解決を図ることを目的として経済制裁もあり得ると考えております。しかし、今そういった段階ではございません。政府として公式の提起をしている段階でもございません。北朝鮮も、また日本側もそういった段階ではございません。今すぐ経済制裁というのは道理がないと思いますが、今回提案されておりますこの意見書の前段部分はそのとおりだと思います。

ただ、3つ目のパラグラフのところで「食糧支援の凍結はもちろん」とあります。「強い圧力で具体的に検討すべきである」とありますし、また、「政府が毅然とした態度で」ということが出されておりますが、これは経済制裁を指しているのではないのでしょうか。真相究明を前面に押し出した文章にすべきだと考えますが、見解を求めます。

議長（秦 眞治君） 野洲健造君。

20番（野洲健造君） ただいま野並議員より、北朝鮮による拉致事件の真相究明と全面解決を求める意見書に対する、反対意見とは私は余り受けとめておりません。ほとんどのことを理解されているな、このように思っております。こうした中で、やはり一人の人間として、新聞、テレビ等を見ておりますと、一日も早い解決を望むのが人間として当然であろうな、このように思っております。

こうした中で、意見書としては食糧の凍結、いろんなものがございませう。しかし、この拉致事件、見ておられますと非常に長うございませう。一日も早くないと、やはり拉致された方もほとんど命が縮まっていく、そしてまた待っている日本においでのお父さん、お母さんも非常に一日一日と弱ってこられる。やはりこうしたものは早く解決したいというのが私たちの願いでございませう。どうぞご理解いただきたいと思ひます。

議長（秦 眞治君） 野並享子君。

29番（野並享子君） ご理解をいただきたいと。私が前段で言ひました、これは経済制裁を指しているのではないでせうかと言った部分に対しては全くお答えがなかつたのです。

この3番目のパラグラフのところ、今言ひました「食糧支援の凍結はもちろん、関係各国と連携しつつ、強い圧力を具体的に検討すべきである」と。その最後に「政府が毅然とした態度で北朝鮮に真相究明を求めていく」という、こういう形になりますと、読んでみると、何か経済制裁しかないなということを感じますので、ここはこういう文言ではなくて、やはり責任を持った、権限を持った人物、当事者を交渉の窓口に掲げるべきだとか。短絡的に読むと経済制裁を感じます。ですから、やはり今はそういう時期ではないと思ひますので、もう一度お願いいたします。

議長（秦 眞治君） 野洲健造君。

20番（野洲健造君） 先にも言ひましたように、確かに人道的支援、制裁というのは余り好ましくないことなのですが、皆さんもご承知のように、この問題は長うございませう。昔から一筋や二筋ではいけないなという感じがいたしておられます。こうした中で、やはり言葉の交渉だけでは解決しないのが実情であろうかと、私はこのように理解をいたしておられます。

こうしたことで、この文章には、私たちはこれを強く要望するものであつて、これは政府がするものであります。しかし、私も同じ人間として、先ほど言ひましたように、一日も早い解決をとということになりますと、このような文言で要請をしないと解決しないかと、このように思ひておられます。

以上です。

議長（秦 眞治君） 野並享子君。

29番（野並享子君） 一歩も譲らないということですので、意見書そのものに対しての態度は棄権させていただきます。

議長（秦 眞治君） 他にご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秦 眞治君） 他にないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

意見書第1号から意見書第5号までは、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秦 眞治君） ご異議なしと認めます。よって、意見書第1号から意見書第5号までは、委員会付託を省略することに決定いたします。

次に、意見書第1号から意見書第5号について討論を行います。

討論はございませんか。

小菅六雄君。

30番（小菅六雄君） 私は意見書第3号北方領土の四島返還を求める意見書について、賛成の討論を行います。

この意見書（案）は、結論的には四島の一括返還を求める内容であります。同時に、今日の日露関係の強化にもかかわらず一向に返還交渉が進まないことに対して、政府に解決の努力を行うよう求めています。四島返還のみならず全千島返還の立場から、その第1段階としてこの四島返還を求めた意見書に賛成いたします。

ご承知のように、歴史的に見ても、千島列島の全体が日本の固有の領土であることは明らかであります。若干歴史的経過をさかのぼりますと、1855年（安政元年）には日本と当時のロシアとの間で日露通好条約が締結されています。この内容は、千島列島の中ほどにあります択捉島以南を日本領とする、ウルップ島以北をロシア領とするものであります。さらに、樺太、サハリンについては両国の混住地としたのであります。これが第1回目の日露国境画定条約であります。

2回目はその20年後の1875年に締結されました樺太・千島交換条約であります。これは、両国混住地区であった樺太をロシア領に、一方で、ロシア領であったウルップ島以北の千島を日本領としました。つまり交換したわけではありますが、千島問題の基本はこれがすべてであり、歴史的にも全千島は日本固有の領土であると言われるゆえんであります。

問題は、第二次大戦後、1951年に日本とアメリカなどが調印したサンフランシスコ

条約で、日本が千島列島についてすべての権限及び請求権を放棄したことにあります。そもそも第二次世界大戦の戦後処理において連合国側がとった原則が領土不拡散の原則であります。これは、日本、ドイツ、イタリアが戦争によって奪った土地は返還させるが、その他のもともと固有の領土、土地の割譲は求めないというものであります。この原則は1943年、アメリカ、イギリス、中国の3国で行われたカイロ宣言でも明確にされ、1945年7月のポツダム宣言でもこのカイロ宣言の事項が明記され、ソ連を含む連合国全体の確認事項になったものであります。これから見れば、全千島は第二次世界大戦で日本が他国から奪った土地ではなく、戦後当然日本に帰属する領土でありました。

ところが、その後、この原則が踏みにじられたのであります。当時、アメリカ、イギリスなどがカイロ宣言で領土不拡散の原則を確認しておきながら、一方で第二次大戦末期の1945年2月、ソ連を含むアメリカ、イギリスの3カ国が協議し、3カ国協定を締結しています。その内容は、ソ連が対日参戦を条件に、日本の正当な領土である千島列島の引き渡しを要求し、これにアメリカ、イギリスが同意し、3国の秘密協定に、日本の固有の領土である千島列島を戦後ソ連領とする内容が盛り込まれました。これがいわゆるヤルタの秘密協定であります。このヤルタ協定が戦後のサンフランシスコ条約に持ち込まれ、千島列島の放棄を連合国が決めたのであります。

1951年に日本が調印したサンフランシスコ条約では第2条C項で、千島列島について日本がすべての権利、権限及び請求権を放棄すると明記されています。この条項こそが、ヤルタ秘密協定に従ってアメリカが持ち込み、日本に押し付けたのであります。つまり、再三言いますように、日本固有の領土でありながら、時のアメリカ、ソ連が国際法理や原則に反して領土を割譲し、不当にソ連領にしたものであります。よって、北方領土の返還というものは、基本的には全千島の返還であり、日本国民の願いであると確信します。

以上述べましたように、私は全千島の返還こそが根本解決になるものと考えますし、その段階的返還の1段階として四島の返還を求める立場で本意見書（案）に賛成するものであります。

議長（秦 眞治君） 他に討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秦 眞治君） 他に討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

意見書第1号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、意見書第1号ILO第175号条約及びILO第111号条約の早期批准を求める意見書(案)については、原案のとおり可決されました。

(29番 野並享子君 離席)

(30番 小菅六雄君 離席)

議長(秦 眞治君) 次に、意見書第2号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、意見書第2号北朝鮮による拉致事件の真相究明と全面解決を求める意見書(案)は、原案のとおり可決されました。

(29番 野並享子君 着席)

(30番 小菅六雄君 着席)

議長(秦 眞治君) 次に、意見書第3号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、意見書第3号北方領土の四島返還を求める意見書(案)は、原案のとおり可決されました。

議長(秦 眞治君) 次に、意見書第4号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、意見書第4号少人数学級編制の全国的な制度化を求める意見書(案)は、原案のとおり可決されました。

議長(秦 眞治君) 次に、意見書第5号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

議長 (秦 眞治君) ご着席願います。起立多数であります。

よって、意見書第 5 号「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書 (案) は、原案のとおり可決されました。

本日可決されました意見書につきましては、その条項、字句等整理を要しますものについては、本職に一任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (秦 眞治君) ご異議なしと認めます。よって、条項、字句整理等を要するものについては、本職に一任することに決定いたしました。

なお、意見書は、本職より直ちに関係機関に提出いたします。

(追加日程第 4)

議長 (秦 眞治君) 追加日程第 4、防災環境福祉対策特別委員会の設置及び委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

本件につきましては、地震、河川、環境及び福祉対策に関する事項の調査・研究を行うため、11人の委員をもって構成する防災環境対策特別委員会を設置し、審査が終了するまでの間、閉会中も継続審査ができるものといいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (秦 眞治君) ご異議なしと認めます。よって、本件につきましては、11人の委員をもって構成する防災環境福祉対策特別委員会を設置し、審査が終了するまでの間、閉会中も継続審査ができることに決定いたしました。

引き続き、お諮りいたします。

ただいま設置されました防災環境福祉対策特別委員会委員の選任につきましては、野洲市議会委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、本職より指名いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (秦 眞治君) ご異議なしと認めます。よって、本職より指名いたします。

第 1 番、藤村洋二君、第 7 番、三和郁子君、第 9 番、藤下茂昭君、第 13 番、中田幸子君、第 15 番、原田 薫君、第 17 番、辻 藤雄君、第 18 番、森田貞雄君、第 20 番、

野洲健造君、第22番、林 克君、第23番、田中敏雄君、第30番、小菅六雄君、以上11人を指名いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) ご異議なしと認めます。よって、防災環境福祉対策特別委員会委員は、ただいま指名いたしましたとおり選任することに決定いたしました。

(追加日程第5)

議長(秦 眞治君) 追加日程第5、交通対策特別委員会の設置及び委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、大津湖南幹線、国道8号バイパス及び(仮称)湖南東近江広域幹線道路の整備促進に関する事項の調査・研究を行うため、10人の委員をもって構成する交通対策特別委員会を設置し、審査が終了いたしますまでの間、閉会中も継続審査ができるものとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) ご異議なしと認めます。よって、本件につきましては、10人の委員をもって構成する交通対策特別委員会を設置し、審査が終了するまでの間、閉会中も継続審査ができることに決定いたしました。

引き続き、お諮りいたします。

ただいま設置されました交通対策特別委員会委員の選任については、野洲市議会委員会条例第8条第1項の規定により、本職より指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) ご異議なしと認めます。よって、本職より指名いたします。

第2番、木村定八君、第3番、太田秀司君、第4番、津田 實君、第5番、田中良隆君、第8番、田中弘一君、第12番、田中孝嗣君、第14番、小島 進君、第19番、森 申行君、第24番、荒川泰宏君、第28番、川口東洋君、以上10人を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) ご異議なしと認めます。よって、交通対策特別委員会委員は、た

だいま指名いたしましたとおり選任することに決定いたしました。

(追加日程第 6)

議長(秦 眞治君) 追加日程第 6、地域活性化特別委員会の設置及び委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。

本件につきましては、野洲駅前整備、新駅設置、J R 篠原駅舎改築及び J R 琵琶湖線複々線化の促進に関する事項の調査・研究を行うため、11人の委員をもって構成する地域活性化特別委員会を設置し、審査が終了するまでの間、閉会中も継続審査ができるものと思いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) ご異議なしと認めます。よって、本件につきましては、11人の委員をもって構成する地域活性化特別委員会を設置し、審査が終了するまでの間、閉会中も継続審査ができることに決定いたしました。

引き続き、お諮りいたします。

ただいま設置されました地域活性化特別委員会委員の選任については、野洲市議会委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、本職より指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) ご異議なしと認めます。よって、本職より指名いたします。

第 6 番、梶山幾世君、第 10 番、中島一雄君、第 11 番、田中 博君、第 16 番、竹内孝治君、第 21 番、田中榮太郎君、第 25 番、河野 司君、第 26 番、鈴木市朗君、第 27 番、山本勇作君、第 29 番、野並享子君、第 31 番、長谷川龍一君、第 32 番、秦 眞治、以上 11 人を指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) ご異議なしと認めます。よって、地域活性化特別委員会委員は、ただいま指名いたしましたとおり選任することに決定いたしました。

本日の会議時間は会議規則第 9 条第 1 項の規定により、午後 5 時までとなっておりますが、議事の都合上、会議規則第 9 条第 2 項の規定により、本日の会議時間を延長いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) ご異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することに決定いたしました。

それでは、暫時休憩をさせていただきます。

休憩中に、それぞれのただいま指名申し上げました委員会で正副委員長さんのご選任をお願いいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(午後4時41分 休憩)

(午後5時03分 再開)

議長(秦 眞治君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(追加日程第7)

議長(秦 眞治君) 追加日程第7、各特別委員会の正副委員長の互選結果の報告についてを議題といたします。

各特別委員会の正副委員長の互選結果につきまして、報告がありましたので、本職より報告いたします。

まず、防災環境福祉対策特別委員会委員長に23番、田中敏雄君、副委員長に18番、森田貞雄君。

次に、交通対策特別委員会委員長に24番、荒川泰宏君、副委員長に19番、森 申行君。

次に、地域活性化特別委員会委員長に27番、山本勇作君、副委員長に16番、竹内孝治君。

以上、互選結果の報告といたします。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

市長(山崎甚右衛門君) 平成17年第1回の野洲市議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る3月3日に招集させていただき、本日に至るまで23日間にわたりまして、提案させていただきました案件、条例関係13件、新年度予算12件、補正予算5件、旧町決算関係22件など、59件、さらに本日追加提案をさせていただきました一般会計補正予算など3件の、計62件の議案をご審議いただき、すべて議案を原案どおりお認めを賜り、

誠にありがとうございました。衷心より厚く御礼を申し上げます。

さて、平成17年度予算につきましては野洲市発足後初めての当初予算編成となりました。当初予算では新市まちづくり計画に沿って、緊急かつ重要性の高い事業に積極的に取り組むための予算計上をさせていただきました。特に地震や台風などの災害発生時に市民への迅速な情報伝達を行うための防災行政無線の整備や、兵主、中里地区への市民の主体的な活動拠点施設の整備、さらには中学校給食の完全実施に向けた学校給食センターの新築など、大型事業を予算化したところでございます。非常に財政事情が厳しい中ではございますが、これらの予算は、合併協議を経て緊急かつ重要な課題であり、早期解決に向けて積極的に取り組むこととしたものであります。

また、今議会でははじめて代表質問もお受けし、各会派を代表して、主に市政方針、教育方針についてさまざまな角度からのご意見をいただきました。さらに、各議案審議並びに一般質問と、合わせまして3日間にわたり、議員各位から貴重なご意見やご提言を数多くいただきました。これらのご意見やご提言を遵守し、施策に反映しながら、今後とも「小さくとも、自立するほほえみ・ときめきのまち」を目指し、市政運営にあたってまいりたいと考えております。

議員の皆さんにおかれましては、今後とも市政運営に一層のご指導、ご協力を賜りますことをお願い申し上げますと共に、ご自愛の上、野洲市発展のためにご活躍いただきますことをご祈念申し上げ、閉会にあたりまして一言お礼のご挨拶とさせていただきます。

長期間のご審議、誠にありがとうございました。ご苦労さんでございました。

議長（秦 眞治君） これをもちまして、平成17年第1回野洲市議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さんでございました。（午後5時08分 閉会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成17年3月25日

野洲市議会議長 秦 眞 治

署 名 議 員 田 中 敏 雄

署 名 議 員 荒 川 泰 宏